

<研究ノート>

ビングラム・ペーパーズについて

川崎 晴朗

On the John Armor Bingham Papers

Seiro KAWASAKI

1. はじめに

明治時代の一時期、米国の駐日公使を勤めたジョン・A・ビングラム（John Armor Bingham、1815 - 1900年）については、今では記憶する人も稀である。しかし、ビングラム公使は1873年（明治6年）9月25日、夫人（アマダ Amanda）及び2人の令嬢（エンマ Emma 及びマリー Marie）と共に着任、1885年（明治18年）7月21日に離任するまで、実に12年近く日本に滞在した。これは、初代代表のハリス総領事（のち弁理公使）から現在に至るまでの、米国から日本に派遣された歴代の大・公使の任期の中で最も長い。

また、ビングラム公使は外交官としていくつもの功績を残したが、とくに不平等条約の改正にあたり日本政府に協力した。彼はこれら条約の改廃を主張し、イギリスのパークス公使としばしば衝突している。1885年7月10日、明治天皇は離任直前のビングラム公使を午餐に陪せしめた。『明治天皇紀』には、天皇はビングラム公使が「能く其の任を盡したるを嘉し、御紋附銅花瓶一對を賜ふ、」また「皇后も亦謁見所に出御、ビングラム及び其の妻・女に謁

を賜ひ、妻・女に各々物を賜ふ、」とある⁽¹⁾。ここにいうビングラム公使の娘はエンマである。マリーは、1876年にワッソン（James Robert Wasson）と結婚していた。

2. ビングラム・ペーパーズの由来

ビングラムは1815年1月21日、ペンシルヴァニア州マーサー（Mercer）で生まれ、日本に赴任するまで、議会下院で共和党の有力メンバーとして活躍した。帰国後、政治活動を再開したが、6年後にアマダ夫人に先立たれ、彼自身も健康を害し、1900年（明治33年）3月19日、オハイオ州カディス（Cadiz）で貧困のうちに死亡した。

ビングラムと親しかったカディスのホッグ家（Hogg）は、彼が残した相当量の資料をいくつかの箱に入れ、納屋に保管していたが、その後同家は絶えてしまい、1935年ごろ、同地で発行されている *The Republican* 紙の編集人ロンシャイム（Milton Ronsheim）がこれら資料を譲り受け、新聞社のスチール・キャビネットに移した。このキャビネットは4.5 × 9 × 12フィートの大きさで、計14の引出し

がついていたという。ここに保存されることとなったのが「ビンガム・ペーパーズ」(John Armor Bingham Papers)である。

第2次大戦後、オハイオ州の州都コロンブスにあるオハイオ歴史協会(Ohio Historical Society、以下OHS)がロンシャイム氏所有のビンガム・ペーパーズに目をつけ、1967年9月から11月にかけてこれをマイクロフィルム化した(受入れ番号67-9、ロール4巻)。それまで、研究者や学生がしばしばロンシャイム氏を訪れ、ビンガム・ペーパーズを閲覧していたが、このとき以降、同ペーパーズに関する照会はすべてOHSに取次がれることとなった。

ロンシャイム氏は、同協会に対し、いずれ原本を全部寄贈することを約束したというが、彼は、いまではおそらく鬼籍に入っているであろう。ビンガム・ペーパーズの原本も、すでにOHSの手に移っているかも知れない。

筆者は、あるきっかけからビンガム・ペーパーズの存在を知り、シカゴに住む米国の友人に頼み、1987年7月、その一部を送ってもらった。彼はわざわざコロンブスへ行き、OHSのマイクロフィルムから約50の書類を筆者のためコピーしてくれたのである。

3. ビンガム・ペーパーズの構成⁽²⁾

ビンガム・ペーパーズは、計18のボックス(box)で構成される。ボックス7の後半からボックス15の前半までが、ビンガムの12年に及ぶ駐日公使時代の資料であり、具体的には次のように整理されている。

(1) ボックス7(1872、73年分)

これは4冊のファイル(folder)に分かれるが、ビンガムがグラント大統領により駐日公使に任命されたのは1873年5月31日であり、ファイル3及び4(アイテム784-829)のみが日本に関係する部分である。

(2) ボックス8(1874年分)

ファイル1ないし4(アイテム830-933)のほか、米国出身のケブロン準将(Brig. General Horace Capron)との往復所簡がファイル5(934-976)として収められている。いうまでもなく、ケブロンは1871年、開拓使の最高顧問として来日、「北海道開拓の父」と呼ばれた人物である。日本滞在中のケブロン準将の日記が米国議会図書館で発見され、訳出されている⁽²⁾。

(3) ボックス9(1875年分)

7冊のファイルに分れるが、一部は1874年分または日付を欠く資料を含む。

ファイル1及び2(アイテム977-1029)につづく3は、前半が在横浜米国総領事ヴァン・ビューレン(General T. B. Van Buren)及び副総領事デニソン(Henry Willard Denison)の間のトラブルに関する資料、また後半が1874年11、12月にかかわる資料(1030-1038)である。

ファイル4及び5(1039-1069)は1875年分で、6(1070-1087)は日付を欠く資料、また7は会計書類である。

(4) ボックス10(1876、77年分)

ファイル1ないし3(アイテム1088-1124)は1876年分、またファイル4ないし6(1125-1177)は1877年分、そしてファイル7(1178-1181)は会計書類。

(5) ボックス11(1878、79年分)

ファイル1から4(アイテム1182-1241)が1878年分であるが、4には会計書類も含まれる。ファイル5から7(1242-1287)が1879年分、7にはやはり会計書類が加わっている。

(6) ボックス12(1880-82年分)

ファイル1及び2(アイテム1288-1329)が1880年分、ファイル3及び4(1330-1358)が1881年分であるが、2及び4には会計書類も含まれる。ファイル5及び6(1359-1409)が1882年分である。

(7) ボックス13(1883-84年前半分)

ファイル1（アイテム1410 - 1413）は1882年分の会計書類で、ファイル2（1414 - 1434）が1883年分、3（1435 - 1438）が会計書類、4及び5（1439 - 1465）が1884年10月までの分である。

(8) ボックス14（1884年後半 - 1885年前半分）

ファイル1（アイテム1466 - 1477）が1885年11月及び12月をカバーするが、会計書類を含んでいる。2（1478 - 1480）は会計書類、3（1481 - 1505）は1885年7月までの分、4（1506 - 1507）はふたたび会計書類。

(9) ボックス15（1885年後半 - 1888年分）

7冊のファイルを包攝し、1（アイテム1508 - 1515）はピンガムが日本滞在中に手に入れた人物・場所の写真を集めたもの、また2（1516 - 1526）は日本語による資料である。ファイル3（1527 - 1548）は1885年8 - 12月分を収め、4及び5（1549 - 1592）は1886年分、6（1593 - 1610）は1887年分、また7（1611 - 1629）は1888年分である。

ピンガム公使は、前述のように1885年7月に横浜を解纜した船で帰国の途につく。したがって、ボックス15のファイル3以下の資料は、当然のことながら、彼の帰国後の活動にかかわるものである。

4. 築地にあった米国公使館

筆者は、過去十数年にわたって築地鉄砲洲にあった外国人居留地につき研究を行って来たが、この居留地をめぐる最大の謎の一つは、米国公使館がいつからいつまでここに開設されていたかという点であった。

米国公使館は麻布善福寺から築地居留地に移って来たのであるが、その時期については諸説があり、1874年（明治7年）5月ないし翌1875年（明治8年）12月までのいつか、とされた。また、公使館が赤坂に去った時期についても、1890年（明治23年）3月ないし

1896年（明治29年）4月までの、実に6年以上に及ぶ期間中のいつか、とされた⁽⁴⁾。

しかし、ピンガム・ペーパーズを読むことで、筆者はこの点を明確にすることができた。すなわち、前述のケブロン準将のあっせんで、築地居留地に土地（具体的には、1、2、21及び22番の地所で構成されるブロック、計1,181坪7合）をもっていた米国商人バチェルダ（Capt. Joseph M. Batchelder）が、この土地を、彼が建設した数棟の建物と共に米国政府に賃貸することとなったが、それは1874年3月15日からとされたのである。

1874年2月23日、ピンガム公使とバチェルダとの間に賃貸借契約が締結された。この契約は同一のものが2通、ピンガム・ペーパーズのボックス8、ファイル1、アイテム842及び843として保存されているが、アイテム843の方が鮮明なので、これを付図として掲げることとしたい。

Lease.

J. M. Batchelder, a citizen of the United States now residing in Japan, hereby leases for the period of a term to be and to be to the United States of America for the term of two years from and after the 15th day of March A.D. 1874, with the right hereby reserved to the said United States of America to renew this lease of two years as the Secretary of State shall determine; the premises hereby leased and upon the terms and conditions herein stated. The premises hereby leased are situated in full view, toward the mountains and bay in the former residence of the late Commodore Perry, and have a frontage on the Bay of about one hundred and fifty (150) feet; three walls along Adachi street at right angles to the line fronting on the Bay about one hundred and fifty (150) feet;

Witness my hand and seal this 23rd day of February 1874.

Joseph M. Batchelder

thence northwardly to Solomon
Twenty and three in said Concession also
Six hundred and twenty (720) feet; thence
Eastwardly along the line of said lot
No 3 one hundred and eighty five (185)
feet to said lot mentioned last,
making in all about thirty seven
thousand (37000) square feet of
land.

Said Batschelder further
covenants and agrees to convey
the possession and possession of
said premises with the fittings
at present to John A. Bingham for
the use of the United States of
America as a residence ^{for the purpose of} from and
after said 15th day of March, 1874,
and to erect and complete thereon
an substantial brick building forty
feet square, within 90 days
the date hereof to be finished in
a substantial and workmanlike
manner at the cost of said
lessor, and to contain four
rooms with open brick fireplaces

in each, which new building,
together with the other buildings
on said premises, the said Batschelder
agrees to paint upon possession
given, and to keep the same to-
gether with the premises hereby
leased, including the fences
in good repair during the
term of which the land shall
be occupied by the United States
of America under this contract.
Said Batschelder further covenants
that he will keep said premises
free from all taxes and charges
during each term or terms of lease,
and will do the United States
of America the maintenance and
full possession of said premises
and the buildings thereon
except repairs and upon
the removal of said lease, or
to comply for a period, shall refund
said building and fence at the
commencement of each term of
tenure, or upon said:

In consideration whereof the United
States of America will pay to said J. M.
Batschelder as rent for said premises
at the rate of each term, ending from
the first day of each term,
commencing on the 15th day of March, 1874,
and the end of each succeeding year
hereafter that said premises shall
be occupied by the United States
of America under the removal of
said lease, at the rate of one hundred
for as the rate of thirty seven hundred
(37000) dollars per annum.
But it is hereby agreed that if from
any cause the United States of America
shall at any time during said term
or terms be deprived of the full
possession of said premises and
buildings, the United States shall
and that rent pay as rent for said
premises only at the rate of \$3000 per annum
for the time the United States of America
shall actually occupy said premises
and upon such information
the lease shall determine.

In witness whereof, the said
J. M. Batschelder for himself
and the said John A. Bingham
for and on behalf of the United
States of America have hereunto
set their hands and seals
this 23rd day of February, 1874.
J. M. Batschelder
W. A. Bingham

Witness my hand and seal
this 15th day of March, 1874.
J. M. Batschelder
Witness my hand and seal
this 15th day of March, 1874.
J. M. Batschelder

契約の内容をまとめると、ほぼ次の通りである。

- (1) パチェルダーは米国（政府）に対し、1874年3月15日から2年間（ただし、契約の更新は可能とする。）居留地1番及び2番にある土地及び建物（複数）を、裁判所（court house）及び拘置所（jail）として貸与する。
- (2) パチェルダーは、自己の費用をもって、3月15日から数えて90日以内に、この土地にレンガ建ての建物（単数）を建設する。建物は4室をもち、各室にはレンガでつくった暖房を備え付けるものとする。
- (3) 米国（政府）は、家賃として年3,700ドルをパチェルダーに支払うものとする。

(1)及び(2)に関し、若干の説明を加えたい。

(1)については、まずパチェルダーの土地の地番は正確には1、2、21及び22番であったが、居留地に住む外国人は、よく一つ又は二つの地番で所有地全体を代表させた。パチェルダーが、自分の土地のアドレスを居留地1番または1番及び2番としても不思議ではない。次に、米国公使館は彼の土地・建物を裁判所及び拘置所として借りたが、1857年6月17日（安政4年5月26日）調印の日米修好通商条約で日本が米国に領事裁判権を認めていた以上、米国の在日公館がこのような施設をもったとしても、そのこと自体は驚くにはあたらない。しかし、実際には、米国公使館はパチェルダーの敷地にあった建物を公使館事務所及び館員宿舎として使用した。また、のちに善福寺を日本政府に返還した。

(2)にいうレンガ建ての建物は公使公邸である。ピンガム公使一家は着任後、しばらく横浜海岸通りのグランド・ホテルに滞在していたが、公邸の完成後ここに移った。ケブロン準将は公邸の建設費として4 - 5,000ドルをパチェルダーに渡したが、ピンガム公使は、国務省が彼に支給する住居手当をもって、ケブロンが融資した金額を返済する手筈となって

いた。

周知のように、1883年（明治16年）2月23日、米国のチェスター・アーサー大統領は上・下院による下関償金を日本に返還する決議を裁可、4月19日、ピンガム公使は日本政府に78万5,000ドルを手交した。1890年（明治23年）5月、米国公使館は築地から赤坂に移転したが（当時は、スウィフト（John F. Swift）が駐日公使であった。）これは米国が日本に下関償金を返還したことに対する返礼として、外務省が赤坂にあった大倉喜八郎男爵の土地・建物を買上げ、米国に貸与することとした結果である。米国大使館は1906年（明治39年）5月、大使館に昇格したが（初代大使はLuck E. Wright）米国大使館は現在に至るも赤坂の同じ土地で外交活動を継続している。ピンガム公使が償金返還の実現に努力し、成功したのであれば、彼は駐日大使館のロジスティクスの面でも本国政府に大きく貢献したことになる。

5．ピンガム・ペーパーズの活用

ピンガム・ペーパーズは、ピンガムの日本在勤時代の資料がとくに豊富であるといわれる。米国公使館がいつ築地に移転したかの点のみならず、これまで外交史の上で明白ではなかった多くの点が、このペーパーズで解明される可能性がある。

例えば、前述のように、ピンガム公使は日本のため条約改正に努力したが、ペーパーズを精読すれば、この問題に関する在日外交団内部の動きにつき、新事実があぶり出されるかも知れない。条約改正は陸奥外相時代の1899年（明治32年）7月17日に実現したが、その百周年が目睫に迫った現在、このような作業はとくに意義深いことと考えられる。

ピンガム・ペーパーズのボックス9に、在横浜米国総領事館のヴァン・ビューレン及び

デニソンの間に生じたトラブルに関する資料があることは前述した。デニソンは、当初は在神奈川米領事裁判所の保安官 (marshal) であったが、のち副総領事となり、1878年 (明治11年) 退官した。翌年、外務省法律顧問となり、1914年 (大正3年) 東京で死亡するまでの34年間、日本外交のため献身した。デニソンはまれに見る誠意の人、努力の人といわれるが、横浜時代、ヴァン・ビューレン総領事との間に一体どのような確執があったのか。この点も、ピングラム・ペーパーズが明らかにするかも知れない。それはともかく、デニソンを外務省に推薦したのは実はピングラム公使である。ピングラムは、日本政府に非常に貴重な人材を斡旋してくれたことになる。

ピングラム公使は、着任後数ヶ月間横浜にいたあと築地居留地に移ったのであるが、ピングラム・ペーパーズのボックス15に収められている写真にも、筆者は興味をそそられる。東京や横浜で撮影された貴重な、また珍しい写真が、オハイオ州で数多く眠っているのではなかろうか。

築地居留地に関する資料が少ないため、とくにその初期の歴史については研究がまだ十分に進んでいない。米国公使館がここに設置された1874年3月当時は、まだ居留地に住む外国人の数は非常に少なかったであろう。築

地がようやく外国人居留地らしい雰囲気をもつようになったのは、ピングラム公使が日本を離れようとするところであった⁽⁵⁾。ピングラム・ペーパーズには、草創期の居留地にいた外国人や彼等の生活ぶりについての記録が含まれている可能性がある。ボックス15の写真にも、築地の風景や人物を写したものが何枚あるのではなかろうか。

このように、さまざまな理由から、ピングラム・ペーパーズの徹底的な検討が望まれるのである。

注

- (1) 宮内庁編、第六、438ページ。ルビは筆者が付した。
- (2) この項は、OHSのManuscripts Departmentが作成した *John Armor Bingham Papers* と題する調書 (Coll. 31、Mss. 5) により作成した。この調書は、2.の末尾でふれた筆者の友人が送付して来たものである。
- (3) 西島照男訳『ケブロン日誌 - 蝦夷と江戸 - 』(北海道新聞社、1985年)。
- (4) 川崎晴朗「米国公使館(上)」、全国市長会『市政』、1986年8月、105 - 107ページ。
- (5) 東京都編・刊『築地居留地』(都史紀要4、1957年)、240ページ。